

高山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要について

1. 改正内容

(1) 出産育児一時金の見直し (第5条)

区 分	改 正 前	改 正 後
出産育児一時金	40.8万円	48.8万円
産科医療補償制度の掛金	1.2万円	1.2万円
合 計	42.0万円	50.0万円

(2) 保険料の賦課限度額の見直し (第13条の6の12)

区 分	改 正 前	改 正 後
基礎賦課限度額	65万円	65万円
後期高齢者支援金等賦課限度額	20万円	22万円
介護納付金賦課限度額	17万円	17万円
合 計	102万円	104万円

(3) 低所得世帯に対する保険料軽減判定基準額の見直し  
(第18条第1項第2号及び第3号)

区 分	改 正 前	改 正 後
5割軽減基準額	基礎控除額(43万円)+28.5万円 ×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)	基礎控除額(43万円)+29万円 ×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)
2割軽減基準額	基礎控除額(43万円)+52万円 ×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)	基礎控除額(43万円)+53.5万円 ×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)

被保険者数 : 同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む

給与所得者等 : 給与の収入金額が55万円を超える者、65歳未満で年金等の収入金額が60万円を超える者及び65歳以上で年金等の収入金額が125万円を超える者

(4) 特例対象被保険者等に係る届出の見直し (第22条の2)

失業認定等の雇用保険関係手続において、マイナンバーカードの提示と雇用保険受給資格通知によっても手続きが可能となったことを受け、雇用保険受給資格通知も確認書類に含める。

特例対象被保険者等 : 雇用保険法に規定する特定受給資格者 (倒産・解雇などによる離職)、または特定理由離職者 (雇い止めなどによる離職)

## 2. 適用

- (1) の規定は、令和5年4月1日以後の出産から適用する。
- (2) 及び(3) の規定は、令和5年度分の保険料から適用する。
- (4) の規定は、令和5年4月1日から適用する。